

第 33 回グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時 令和 4 年 5 月 12 日（木） 15：00～17：00

会 場 大田区役所本庁舎 2 階 201・202 会議室

出席者

【推進会議委員】 島田委員長、池邊副委員長、村上副委員長、中村委員、加藤委員、前園委員、樋口委員、相川委員、牧野委員、原田委員、菅原委員、龍口委員、西山委員、遠藤委員、小泉委員 計 15 名

議題 1 副委員長の選出

委員長

- ・今回の計画改定に際し、新たな視点として「グリーンインフラ」や「質」に関する取組みが挙げられる。
- ・グリーンプランで示す課題の解決手法として、新たな取組みを検討していく上で、副委員長を 1 名増員し、体制強化を図っていく。
- ・「グリーンプランおおた推進会議設置要綱」第 5 条第 2 項により、副委員長は委員の互選になっている。

委員（まちづくり推進部長）

- ・この度、新たに学識経験者として村上委員をお迎えした。村上委員は国の有識者検討会で、これから大田区がグリーンプランの中で検討を進めていこうとしているグリーンインフラの取組みについて先導的な役割を担っている方であるため、副委員長は村上委員にお願いしたい。

（拍手で全会承認）

委員長

- ・副委員長として村上委員を推薦いただいた。併せて、委員の方から「異議なし」あるいは拍手を頂戴した。ご異存なければ、村上委員にお願いしたい。

副委員長

- ・大田区のグリーンプランの中でグリーンインフラを強めていくことを伺っている。皆様と議論して、新しいプランを作っていくことを大変楽しみにしている。

議題 2 第 32 回グリーンプランおおた推進会議（書面会議）の振り返り

- ・承認する：15 名 承認しない：0 名

委員

- ・資料 1-1 の 6 ページの委員のコメントで、最後に括弧として「別添資料参照」と書かれているが、議事録を公表する際に、この部分は削除するのか。「別添資料参照」とするのであれば、添付資料を付ける等の何等かの対応をしないとおかしい。

→事務局

- ・別途添付資料は用意していなかったもので、添付か、内容の説明か、どちらかの形で調整する。

委員

- ・私の発言内容は少し異なる意味合いで議事録に書かれていたため、修正依頼をした。そのとおりに直っているのは結構であるが、事務局に対するメモとして出したつもりである。修正してもらえれば、議事概要には載せなくても良い。

→事務局

- ・前は書面開催であったため、意見として受け止めていた。修正は完了していることから、公開資料からは削除する。

議題3 令和3・4年グリーンプランおた改定について

委員

- ・苗木の無料配布等の取組みにより、樹木を少しでも増やす方針は考えられないのか。20～30年前に緑化の取組みとして配布した苗木は、今では20～30m程度の大きさになり、みどりの一環となっている。
- ・保護樹木の管理に係る費用を出してほしい。大きくなった樹木はその分、管理に費用がかかるが、予算がないために樹木がぶつ切りになってしまっている。そのような樹木は今、あちこちに点在している。我々に相談してもらえれば、6種類ほどの剪定方法がある。どうすれば費用を安くできるのかを考えてほしい。
- ・今、大田区で一番大きなお寺の庭園を潰す計画があるが、大田区で庭園部分だけを一定期間借り上げる等の対策方法はないのか。民間企業にできることではないため、そのような対策方法も今後の考え方として入れてほしい。池上本門寺や黒鶴稻荷神社も樹木を全て切ってしまった。大田区が緑化計画に対して、樹木が足りない、細い等の意見を本来は言えるのではないか。樹木は大きくなるには20～30年はかかるため、大きな木を守る方法を考えてほしい。

→事務局

- ・樹木の配布等の取組みについては、大田区としてもグリーンプランの施策等で、できることがあるかないかということも含めて検討していく。樹木配布については、現時点では、区民の方々への樹木の配布はできていないが、東京都と連携した取組みとして、公共施設の緑化に活用することを実施している。
- ・保護樹木又はみどり確保についての考え方として、民有地のみどりの確保についてはグリーンプランでもしっかりと示している。保護樹木や特別緑地保全地区等の制度を活用しながら、民有地のみどりを確保していく。また、事務局としても区民の方々へのこのような制度の発信は課題として捉えており、今後、実施していく予定である。民有地のみどりについても区としてはしっかりと制度活用を行いながら保全する取組みに努めていく。

委員長

- ・委員の仰っていることと事務局が説明されたことでは切り口は同じだが、規模が違うので内容が微妙に異なる。事務局も答えにくいとは思いますが、できるだけ公共の方で対応できるところは対応してほしい。事業主や地主に説明する等、方法は色々あると思うため、委員から具体的に話を聞いた方が良いと思う。

委員

- ・資料2の8、9ページについて、8ページに記載の公園と9ページに記載の都市公園との関係がよくわからない。9ページは大田区の公園の中で都市計画の対象となる公園だけを示している表なのか。平方メートルとヘクタールで書かれているため、面積比率もよくわからない。全体に対してどれだけが都市公園の比率であり、都市公園をどう変えようとしているのかという補足説明を入れて、普通の人が見てもわかるようにした方が良いのではないかと。
- ・資料2の14ページ「みどりのネットワークの整備方針」に記載の「呑川緑道」、「桜のプロムナード」、「水と緑の散策路」について、区民が愛着を持てる名称なのか。「呑川緑道」、「桜のプロムナード」は、どの辺りを指しているのかがすぐに区民に伝わると思うが、「水と緑の散策路」は地域性がなく、どこにでもある名前だと思う。地図を見る限り、六郷用水水路跡だと思うため、そのような地域性・親しみのある名称にしたら良いのではないかと。
- ・資料4の5ページの馬込・池上地域について、図面に馬込自然林緑地と南馬込二丁目特別緑地保全地区があるが、同じ場所を指しているのではないかと。また、新しく湯殿神社周辺の南馬込五丁目の整備をしようとしているのに、それに関する記述がない。南馬込五丁目は馬込城跡と思われる部分であるため、ここの整備はかなり重要だと思う。それに関しては書いた方が良いのではないかと。

→事務局

- ・資料2の8、9ページの公園の現況について、8ページが大田区における公園の現況、9ページが都市計画公園と位置づけて整備を行ってきた公園を示している。実際の中身としては、重複している部分もある。今回、グリーンプランの改定に伴い、分かりやすさも一つの課題として捉えているため、何を示しているのかも含めてわかりにくいというご意見を受け、説明について再度こちらで検討する。
- ・資料2の14ページのみどりのネットワークにおける散策路名については、グリーンプランで定めるといよりは、実際に整備を行うタイミングでその計画にどう位置づけるかという話にもなってくる。より親しみの持てる散策路名又は計画名をとという話は意見としてお受けし、関係所管にこちらから意見していく。
- ・資料4の4～5ページの内容に関するご質問に関しては、ご指摘のとおり、事務局で間違っていた。ご指摘のあった南馬込二丁目特別緑地保全地区と記載のある箇所は、湯殿神社の特別緑地保全地区であるため、早急に修正する。こちらに関しては、誤りという形で回答する。

委員長

- ・ もう一つ、馬込自然林緑地と一緒にではないかというご指摘があったが。

→ **事務局**

- ・ 馬込自然林緑地と湯殿神社は別の場所である。馬込自然林緑地と湯殿神社はどちらも特別緑地保全地区で、両方とも同じ都市計画上の区域指定を行っている、みどりを保全する地域である。

委員長

- ・ そういうことであれば、表記を揃えないとおかしいのではないか。

→ **事務局**

- ・ 修正する。

委員

- ・ 空き家対策について、区民の方から空き家担当の方に電話があり、そこから私たち造園に相談の話が入ってくることがかなりある。10年前に建った建売り住宅等では、樹木が3～4m程度に大きくなっており、切ってほしいという相談がある。私たち協会等のパイプがあるため、大田区として樹木に困った方の相談を受けることはできないのか。区民が住宅を建てる時に家や土地に合う樹木を紹介する等の対応を真摯に行っていないと、樹木が大きくなったら切る・捨てるという現状を変えることは難しいと思う。大田区が個人宅の管理も公園管理と同じように力を入れてもらえるのであれば、「相談に乗る」という一項目があるだけで、助かる方はたくさんいると思う。

委員

- ・ あっせん事業は造園にもあり、大田区に相談があった緑化、手入れの問題は我々の組合に回ってくる。しかし、費用を出せないために結局樹木を切ってしまう、ということを繰り返しているのが今のまちの緑化の実情である。

委員

- ・ 以前、新聞で千葉県千葉市が終活問題として民地の樹木をどうするかについて相談に乗ることを日本でいち早く行ったという記事を見た。大田区で同様の取り組みをしても、掘って持っていくということは結局、費用の問題になり、切ってしまうのが現状である。小さい樹木であれば近所の欲しい人に譲るといった好循環なことがあれば良いのではないかと考えている。

→ **事務局**

- ・ 空き家対策について、大田区でも空き家対策をしている。空き家の樹木についても担当に相談する。
- ・ 家で木が伸びてしまっていることに関しては、グリーンプランで管理の方針をこれから定めていく。また、将来にわたって大田区のみどりを守るという観点で、残していくもの、管理していくものの切り分けも大切だと思っている。みどりを残す方策、管理の方策について、区民の皆さんが相談できる体制になれるよう検討する。

委員長

- ・改定のポイント4点について、こういう視点が足りない等のご意見はないか。この改定のポイントに沿って、計画内容が色々加わっているため、とても大事である。

副委員長

- ・改定に際して、大田区がみどりに力を入れていること、グリーンインフラ、カーボンニュートラル、木質化等の国の施策を取入れていることはわかるが、区民にとっての今回の改定ポイントは何なのか、みどりの問題がどう解決されるのかがわからない。今回の改定ポイントは施策に偏っており、区民目線の改定ポイントがなさ過ぎるのではないか。あるならば、役割や方針等を区民によく理解していただける書き方で書かないと伝わらない。区民目線で、グリーンインフラとは何かについて解説を入れる等。
- ・大田区にはコロナ禍の中で移住して来られた方もたくさんいると思うが、その方々が大田区らしさをどう感じるだろうか。田園調布は、日本でも有数の素晴らしいまちの資産である。水辺も羽田だけではなく、糞谷や大森の海苔の話もあり、江戸の頃からあったみどりの文化もある。池上本門寺のような文化もある。大森貝塚は、教科書に載るほど有名である。しかし、そういうものがいつの間にか大田区らしさの中から忘れられているような気がする。

→ 委員（まちづくり推進部長）

- ・これまでの計画に新たな施策を入れていこうという思いを持って行ってきた部分もあるため、ある意味、総花的なところがあるかと思う。お話を伺って振り返って考えてみると、やはり大田区らしさ、大田区としての魅力づくりをしていくために、みどりのまちづくりを進めていくことが根本かと思う。そういった観点で副委員長から色々な地域のご紹介をいただいたが、大田区ほど23区の中で地域特性の多様性を持っている区はないため、みどりの魅力もたくさんあると思う。そうしたものが区民の方にしっかり伝わるように、新たな計画の中に落とし込んでいくことが大切だと思う。このような場でご意見をいただきながら、また、我々としても色々研究をしながら、考えていきたい。この計画をわかりやすくしていくことが区民の方への理解につながり、ひいては区民の方の「みどりをもっと大切にしていこう」といった意識醸成に繋がっていけば、SDGsではないが、持続可能な取組みに繋がっていくきっかけにもなるため、そのような視点を忘れないようにして取組んでいきたい。

委員

- ・防災まちづくり事業と連携していることを記載している箇所が複数ある。暴雨対策で雨水をゆっくり浸透させていく工夫等も、広い意味ではグリーンインフラに含まれるのではないかと考えているが、防災事業と関連した文言がこの中にはあまり出てこない。その辺は、どのように考えているのか。
- ・大田区らしさに関連して、資料3-1の第4章の施策方針で「18色の取組から広がる」という文言が「まちの個性を活かした」に変えられているが、18色の各出張所を基点とした地域ごとの取組みは環境対策課の方で非常に力を入れている経緯も承知していたため、「18色」は大田区らしさが一番出ているのではないかと考えていた。削除した経緯を教えてください。

→事務局

- ・防災の視点について、みどりの役割4つの中に防災がある。ただ、グリーンプランの中での防災がみどりを使った防災というところ少し難しい部分もあり、現時点の原稿の中には記載がないところがある。グリーンインフラの事業計画を並行して都市計画課で作っていくため、防災の考え方も含めて今後、検討していく流れを想定している。

→委員（環境対策課長）

- ・18色の緑づくりは平成25年から始まっており、地域の皆様や特別出張所の職員の取組みによって、地域でみどりを育てるという取組みを続けてきた。また、東京オリンピック/パラリンピックのアクションプログラムとしても位置づけられており、コロナ禍ではあるが、大田区を訪れた方をおもてなしするという目的の一つでもあったと理解している。一方で、環境清掃部では大田区環境アクションプランを策定しており、その中で「まちを彩り心を潤す緑事業」として、18色の取組みの一段上を目指すイメージを持った事業を考えている。「18色」の名前が皆様に受け入れられていることは非常に理解している。皆様が地域で花を育てたり、みどりを育てたりするきっかけになったのかなど。今度は、さらに取組みを広げて、区民一人一人がまちの個性を生かした色をつくっていくということで、「18色」から「まちの個性を活かした」という名前に変えた。施策の名称として「18色の緑」は消えているが、その下の段階の事業展開に「18色の緑づくり」として残っていくため、ご理解いただきたい。

委員

- ・資料3-1、3-2の第4章の「みどりを育み楽しめるきっかけづくり」で、以前は無料の区民講座の中に園芸講座があったが、5年前から健康体操や医療保険・介護保険に大田区が方針を変えて、園芸講座が全て中止になった。講座があった時は、知人や友人等に活動内容を話し、みどりづくりの動きがあった。地域の人材育成のため、みどりづくりが根づくようなサークル活動があれば良いと思う。

委員長

- ・ご意見としてお伺いする。

委員

- ・大田区の黒鶴稲荷神社の施工をしているが、施工後の緑化計画は誰が説明、公表をするのか。また、我々民間業者は、緑化計画を見せてほしいと言った場合に見せてもらえるのか。その辺をお答えいただきたい。

→事務局

- ・個別の案件のため、後ほどお答えする。

副委員長

- ・改定ポイント4つがこれで十分かということについて、私自身はあまり違和感がない。全体のグリーンプランの議論を合理的に進められて、非常に良いものをつくられたと思っている。区民目線の話では、不十分な点はあるかと思うが、計画の中には入っている。改定は新しい社会の動向がどう効いていくかであるため、決して区民の目線を持っていないというこ

とではないと思う。新しいキーワードとして、インフラもそうだが、SDGs等の話もあるので、この改定のポイント4点はこのままで良いと思う。

- ・一番大事なことは、この方針の下で改定していく時に、いかにそれぞれの施策を区民の目線に結びつけていくかである。例えば、みどりの助成に関して施策としては入っているが、現実の問題に上手く活用されていないので、今後どうやって活用していくのか、大きい思想を反映できるのかという個別の議論になる。そこは大変重要なので、そちらに進めてしまった方が良くと思う。

委員長

- ・区民がこの改定で自身の生活、身の回りのみどりが変わることが実感できる改定になっていれば良いと思う。

委員

- ・区民の目線からいうと、この計画書自体は事務的にまとめられていて言葉が多い。内容は網羅されていると思うが、言葉が伝わってこない。今回のパワーポイント資料9ページの「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた改定に向けて」のように絵や写真を入れて、どういふことを具体的にやるかを区民にわかりやすく示すとか。あとはポイントをはっきり書くこと。グリーンインフラという言葉はあるが、具体的に何をするのが本当にわからない。今はたたき台として言葉だけでいいかもしれないが、実際に計画書として皆さんに渡すときには、もっとわかりやすくまとめてほしい。

委員長

- ・皆さん言い足りないことがたくさんあると思うが、事務局から後日の連絡方法の説明もあるので、その時に言い足りないことはお話ししたい。議題「(3) 令和3・4年グリーンプランおおた改定について」は、以上とする。

議題4 環境審議会委員の推薦について

委員（環境計画課長）

- ・当課が所管する大田区環境審議会の委員改選について、ご説明する。大田区環境審議会は令和2、3年度が第6期目に該当し、今年3月31日をもって任期満了を迎えた。これに伴い、現在、第7期の委員選出に向けて準備をしているところである。このグリーンプランおおた推進会議からも、事業者団体枠として大田区環境審議会委員を1名選出していただいている。第7期の大田区環境審議会では、令和3年度に緊急計画として策定した大田区環境アクションプランの推進と、第2次大田区環境基本計画の策定に向けた準備を予定しているところである。つきましては、第7期につきましても、委員を1名ご選出いただきたい。

委員長

- ・事務局から環境審議会の委員選出について説明があった。どなたか委員の方で意見はあるか。

委員（環境清掃部長）

- ・環境審議会については、第6期の委員を委員長に務めていただいた。その中で大田区基本計

画の進捗の調査や今年度からスタートした環境アクションプランの策定にも関わっていただき、両計画ともよく熟知されている。つきましては、引き続き第7期についても委員長の方に委員をお願いしたいと思う。

委員長

・委員から私というお話であった。従前から兼務させていただいている。ご異存なければ継続させていただきたい。

（拍手で全会承認）

・それでは、以上を持って、本日の議事を終了する。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。